

海外学校交流受入促進事業支援金交付要綱

令和6年6月1日

公益財団法人宮崎県観光協会

(目的)

第1条 海外からの修学旅行については、その教育的効果のため、訪問地における学校交流の実施が要件となるケースが多い。しかし、その一方で、学校交流の受入を実施する宮崎県内の学校においては、交流に必要な経費を確保できないという現状がある。

そこで、公益財団法人宮崎県観光協会（以下「協会」という。）は、当該学校交流の受入可能性、継続性、発展性を高め、本県への訪日修学旅行の誘致推進を図るため、訪日修学旅行との学校交流を行う宮崎県内の学校（以下「学校交流受入校」という。）に対し、予算の範囲内において、支援金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(支援対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、学校教育法第1条で規定される「学校」のうち、宮崎県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）並びにそれらに準ずる学校とする。

(支援要件)

第3条 支援金は次に掲げる要件を満たす場合に交付するものとする。

- (1) 海外の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）並びにそれらに準ずる学校が行う修学旅行に位置づけられるものであること。
- (2) 前項の行程が、宮崎県内での宿泊を行うものであること。
なお、宿泊は、行程のなかで宮崎県内の港を発地又は着地とした船舶における宿泊（船中泊）を含むものとする。
- (3) 令和6年6月1日から、令和7年3月20日までに実施されるものであること。

(支援対象経費)

第4条 支援金の交付対象となる経費は、学校交流受入校が学校交流を実施する際に必要な経費とし、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 学校交流に必要な機材・道具等の調達経費
- (2) 学校交流に必要な物品等を製作する材料費
- (3) その他、特に必要と認めるもの

(支援金の交付額)

第5条 支援金額は、学校交流受入校1校あたり、3万円を上限として実費額とする。

(支援金交付の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする学校交流受入校は、「海外学校交流受入促進事業支援金交付申請書」(別記様式第1号)を、速やかに、会長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 会長は前条の申請の内容を審査し、適当と認める場合は、「海外学校交流受入促進事業支援金交付通知書」(別記様式第2号)により、交付決定を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 学校交流受入校は、支援金の交付の対象となった学校交流実績後、速やかに、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 支援金実績報告書(別記様式第3号)
- (2) 支払明細一覧(別記様式第4号)
- (3) 経費の支払い明細がわかる資料

(交付額の確定通知)

第9条 会長は、前条に定める書類の提出を受けた後、その内容を審査し、支援金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合は、交付額を確定し、学校交流受入校に支援金交付額確定通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。

(支援金の交付方法)

第10条 この支援金は、精算払により交付する。

- 2 学校交流受入校は、この支援金の交付を請求するときは、請求書(別記様式第6号)を会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、支援金の支払に際し、必要と認める場合は、当該学校交流経費の請求先となる取扱業者等に支払うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は令和6年6月1日から施行し、令和6年度の予算に係る海外学校交流受入促進事業支援金から適用する。